

株式会社あおばフィナンシャルパートナーズ

(旧社名：和光フューチャーズ株式会社)

(2007年度版)

【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成18年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

（a）純資産額規制比率

$$\text{純資産額（＊）} / \text{リスク額（＊）} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

（b）純資産額資本金比率

$$\text{純資産額（＊）} / \text{資本金額} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）
資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\text{自己資本} / \text{資本金額} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資本額} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額} (*) \times 100$$

(* 「総資産額」とは、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\text{負債合計額} / \text{純資産額} (*) \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(g) 流動比率

$$\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 和洗フューチャーズ株式会社
 代表者名 代表取締役 河原 裕之
 所在地 大阪市中央区南本町二丁目3番12号
 電話番号 (06) 6267-5100 (代)

② 会社の沿革

年 月	概 要
大正 2年 4月	北海道統制主要食糧指定集荷業者、北海道農産組合及び米麦雑穀肥料取扱い業者として、中山米穀を設立。
昭和 25年 4月	中山繁商店に商号変更する。
昭和 27年 9月	大阪穀物取引所が開設され、同取引所に会員加入する。
昭和 28年 11月	大阪穀物取引所の仲買人加入する。
昭和 46年 1月	法改正により、大阪穀物取引所の仲買人から商品取引員の許可を受ける。
昭和 50年 8月	資本金を3,000万円とし、商号を「中山穀物株式会社」に変更する。
昭和 51年 6月	資本金を4,500万円に増資。
平成 5年 1月	資本金を9,990万円に増資。
平成 7年 6月	資本金を1億5,000万円に増資。
平成 8年 2月	資本金を2億円に増資。
平成 8年 4月	本店を大阪市中央区久太郎町に移転する。
平成 8年 4月	商号を「和洗フューチャーズ株式会社」に変更する。
平成 8年 7月	大阪繊維取引所綿糸市場及び毛糸市場に会員加入する。
平成 8年 10月	通商産業大臣より、大阪繊維取引所綿糸市場の取引員の許可を受ける。
平成 9年 5月	資本金を2億5,000万円に増資。大阪繊維取引所のアルミニウム市場に会員加入する。
平成 9年 6月	関門商品取引所農産物市場に会員加入する。
平成 9年 10月	大阪支店を大阪市中央区に開設。農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の取引員の許可を受ける。
平成 10年 5月	福岡支店を福岡市博多区に開設。
平成 10年 6月	資本金を3億5,000万円に増資。
平成 10年 8月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場に会員加入する。
平成 11年 1月	東京穀物商品取引所農産物市場に会員加入する。
平成 11年 2月	大阪商品取引所ゴム市場に会員加入する。
平成 11年 3月	通商産業大臣より大阪商品取引所ゴム市場の取引員の許可を受ける。
平成 11年 4月	大阪商品取引所綿糸市場の受託業務を廃止。
平成 11年 5月	東京支店を東京都中央区に開設。
平成 11年 6月	農林水産大臣より東京穀物商品取引所農産物市場の取引員の許可を受ける。
平成 11年 7月	資本金を5億円に増資。
平成 11年 12月	主務大臣より第一種商品取引受託業の許可を受ける。
平成 12年 5月	本店を大阪市中央区淡路町に移転。大阪支店を大阪市中央区久太郎町に移転。
平成 12年 6月	通商産業大臣より中部商品取引所石油市場及び東京工業品取引所石油市場の取引員の許可を受ける。
平成 13年 6月	大阪支店を廃止。
平成 13年 6月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の取引員の許可を受ける。
平成 14年 6月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の取引員の許可を受ける。
平成 15年 3月	経済産業大臣より東京工業品取引所貴金属市場の取引員の許可を受ける。
平成 17年 3月	主務大臣より商品取引受託業の許可を受ける。
平成 17年 8月	大阪商品取引所ゴム市場および福岡商品取引所農産物市場の受託業務を廃止。
平成 17年 8月	中部商品取引所より受託会員として鉄スクラップ市場の市場追加承認を受ける。

平成17年10月	大洗ホールディングス株式会社100%出資の会社となる。
平成18年9月	証券仲介業登録許可承認を受ける。
平成19年3月	証券仲介業休止となる。

③ 会社の目的

- (a) 商品取引所法に基づく、商品取引所に上場されている各商品の現物取引、並びに先物取引による売買、受託、取次ぎ、代理業務
- (b) 商品取引所法の適用を受ける商品の売買及び売買の媒介、取次ぎ若しくは代理及び輸出入
- (c) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業
- (d) 有価証券の売買
- (e) 外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係わる通貨及び金融商品の売買並びに売買取引の受託、仲介並びに代理、取次ぎ業務
- (f) 証券取引法に基づく証券仲介業
- (g) 前各号付帯事業

(注) 上記のうち____線部分の事業は、現在行っておりません。

(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「商品取引受託業」の許可を受けております。

(許可番号：農林水産省「農林水産省指令16総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16商第1号」)

加入取引所名	市場	上場商品名
関西商品取引所	農産物	小豆・IOM一般大豆・NON-GMO大豆
	農産物・飼料指数	国際穀物等指数・コーヒー指数
	水産物	冷凍えび
東京穀物商品取引所	農産物	小豆・一般大豆・NON-GMO大豆・とうもろこし アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆 大豆ミール・大豆プロシオン・とうもろこしプロシオン 生糸・野菜
東京工業品取引所	石油	ガソリン・灯油・原油・軽油
	貴金属	金・銀・白金・パラジウム
中部大阪商品取引所	石油・鉄スクラップ	ガソリン・灯油・軽油・鉄スクラップ

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は、上記に掲げた商品市場において行っております。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	大阪府大阪市中央区南本町二丁目3番12号	06-6267-5100
福岡支店	福岡県福岡市博多区奈良屋町2番1号	092-263-5111
東京支店	東京都中央区新川一丁目22番11号	03-3523-5501

⑥ 財務の概要(平成18年3月決算期)

項目	金額
(a) 資本金	500,000千円
(b) 純資産額*1	千円
(c) 総資産額	1,973,631千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	847,392千円 (549,740千円)
(e) 経常利益	△483,932千円
(f) 当期純利益	△568,022千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 500,000株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
大洗ホールディングス株式会社	500	100
計	500	100

⑨ 役員 の 状 況

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	河原裕之 昭和22年12月9日	0
取締役 管理本部長	古谷廣巳 昭和27年5月5日	0
取締役 (非常勤)	石川清助 昭和20年7月8日	0
監査役 (常勤)	中野浩 昭和18年9月16日	0
監査役 (非常勤)	前田昭夫 昭和2年10月11日	0
監査役 (非常勤)	朝日山勝 昭和23年10月14日	0
計	6名	0

(注) 監査役前田昭夫及び朝日山勝は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員 の 状 況

	総計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	65人	53人	12人	38人	27人
平均年齢	34.4才	36才	27.3才	33.4才	35.7才
平均勤続年数	4.8年	4.9年	4.6年	4.7年	4.8年
外務員数	49人	48人	1人	38人	11人

2. 営業の状況

① 営業方針

『信用情報産業』として位置づけられる商品取引受託業に携わる一商品取引員として、「市場の利便性」及び「信頼性の向上」というキーワードの下に、適合性原則に立った適正・健全な受託業務の遂行を責務と致しております。

当社は「信用を重んじお客様と共に」の経営理念の下にお客様との信頼関係を更に強固なものとし、お客様の利便性の向上を図り、お客様のニーズに的確にお応えしてまいります。そのための社員教育といたしまして、社会人としての基礎教育、外務員としての専門教育、営業活動における実践教育を行っております。又、管理職者に対しては階層に応じた階層別研修を行い、相場動向及び金融知識の取得、財務分析等広範な知識の取得に努め、資産運用のプロ、ファイナンシャルプランナー資格取得等、トータルアドバイザーとしてのサービスが行える有能な人材を育成するよう努めております。

受託業務につきましては、お客様の大切な資産をお預りするという責任を第一に考え、確実に保全していくことに万全を期しています。又、営業社員にはお客様との商談の機会を数多くとることによってお客様に更なる信頼を深めていただけるよう指導しております。新たに取引をされるお客様には3ヶ月間の習熟期間を設け管理部より取引前後の面談及び電話による理解度チェックを行いお客様からの苦情、問い合わせに対して迅速に対応できるよう相談窓口を設けております。お客様ご自身には、自己責任において取引をしていただけるよう、営業社員から徹底したご説明・意識付けを行っております。さらに社内体制の活性化、効率化による経営効率の向上、そして取扱商品の拡充に努めるなど、積極的に販売促進を行うと同時に情報提供力の強化を行い、手数料自由化を迎えた今、企業間競争に耐え得る企業体質を実現し、総合金融サービス業としての質の高い事業を推進して行く所存であります。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期における日本経済は個人消費の拡大および企業の業績回復による民間の設備投資や円安基調に伴う輸出の好調などを背景にデフレ脱却がますます鮮明となりました。また世界情勢につきましては政情不安・原油高、中国とインド中心の高度成長経済など不透明なリスクを抱える環境が続いています。

このような経済状況の下、商品先物取引業界におきましては昨年年初からの委託手数料の完全自由化に続き、次々と「先物新時代に向けた大改革」が行われました。また、市場の信頼性および利便性の向上等が図られたことで異業種からの参入も相次ぎました。反面、改正商品取引所法の施行が当業界に与えた影響としまして、勧誘行為規制の強化と純資産額規制比率の導入によってビジネスモデルが大きな変化を余儀なくされることとなり、さらには商品取引員の経営破綻や整理統合も更には進みました。地方取引所においても再編・淘汰の波が押し寄せの一年となりました。

③ 営業の経過及び成果

こうした状況下、当社は個人金融資産の貯蓄から投資への活用等の社会情勢を踏まえて新たなビジネスモデルを構築し、経営の多角化や営業形態の多様化について市場参加者の視点に立った新たな展開を図るうえでの課題を整理し、基本に立ち返った経営を推し進めて参りました。

(1) 受取手数料部門

本年度の委託売買高は、362,250枚と（前期比71%減）となりました。委託手数料におきましては、549百万円（前期比52%減）となりました。

(2) 売買損益部門

ディーリング技術を駆使した収益向上に取り組みましたが、農産物市場及び石油市場を中心に297百万円（前期比174%増）となりました。

以上の結果、当期は営業収益が847百万円（前期比35.6%減）、経常損失483百万円（前期比2.7%増）、当期純損失568百万円（前期比10.0%減）となりました。

事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料 (単位：千円)

期 別 商品市場名	第32期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	169,015
農産物・飼料指数市場	0
水産物市場	0
石油市場	332,078
貴金属市場	48,390
鉄スクラップ市場	0
小 計	549,483
オプション取引	—
証券仲介業	256
合 計	549,740

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益 (単位：千円)

期 別 商品市場名	第32期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	61,049
農産物・飼料指数市場	0
水産物市場	0
石油市場	221,453
貴金属市場	15,148
鉄スクラップ市場	0
小 計	297,651
証券仲介業	—
合 計	297,651

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第 3 2 期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)		
		委 託	自 己	合 計
農産物市場		68,307	50,159	118,466
農産物・飼料指数市場		0	120	120
水産物市場		0	0	0
石油市場		286,960	155,495	442,455
水産物市場		0	0	0
貴金属市場		6,983	3,156	10,139
鉄スクラップ市場		0	0	0
合 計		362,250	208,930	571,180

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

本年度、当業界においては改正商品取引所法が施行となり、既に激しい競争と淘汰が始まっていますが、こうした状況下においてこそ何よりも重要なことは商品取引員、商品先物市場に対する信頼の向上であると考えます。当社は「商品ファンドの販売」「有価証券の売買の取次ぎ」を行う等、サービスの充実を図り、お客様の満足度を元にして収益の多様化を図って参ります。当社は「地に足を着け、足元を見据え、身の丈に合ったこと」を「当然のことを当然のごとく」実行し、社員一人ひとりのレベル向上によって、顧客本位の営業姿勢が徹底できるようあらゆる努力を惜しまず、信頼獲得に努めてまいります。

⑤ 受託業務管理規則

(目的)

第 1 条 和洗フューチャーズ株式会社（以下、当社という。）は受託業務に係る健全性と自己責任の原則に基づき、委託者の保護育成を図り、受託業務の適正な運営及びその管理を行うため、必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第 2 条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(管理担当班の設置及び目的)

第 3 条 当社は、受託業務に係る考査業務等の目的により、営業部から独立した部門である本店の管理部を主体として管理担当班を設置する。又、責任の所在の明確化及び次条に定める管理担当班の職務の総括管理を行うため、本店に管理部専任の管理担当班総括責任者を置くものとする。

2 管理担当班総括責任者及び管理担当班の責任者、担当者は次の者とする。

(1) 管理担当班総括責任者は、取締役管理本部長とする。

(2) 管理担当班の責任者は、本店の管理部次長以上とし、総括責任者が不在の場合その職務を代行する。但し、第5条第4項第1号及び第3号並びに第13条第5号に係る総括責任者の審査について代行した場合は、速やかに当該責任者の審査を受け、承認を得るものとする。

(3) 管理担当者は管理部内で編成する。

(管理担当班の職務)

第 4 条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 新規委託者においての「事前交付書面受領書」「商品先物取引危険性の告知書」「口座設定申込書」「顧客カード」「お取引にあたっての確認事項」の精査、必要に応じての調査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備（顧客の最新状況の常時把握）
- (3) 投資可能資金額を超えない範囲での取引の監視と指導（委託者の資金力、取引経験からみて不相応と判断される取引の抑制）
- (4) 商品先物取引の経験のない新たな委託者に対する保護育成措置
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (6) 委託者の取引状況、投資可能資金額、資産の状況についての常時把握
- (7) 取引内容に、異常な兆候（意味のない特定売買等）が認められた場合の迅速適切な処理
- (8) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 残高照合回答書の申立て事項に対する迅速適切な措置
- (10) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応（管理担当班総括責任者は、苦情、紛争が発生した場合、営業部に対して調査を行なうことができる）
- (11) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (12) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (13) その他委託者の保護育成に必要なと認められる事項
- (14) 取締役会においての、管理業務に関する常時報告（管理担当班総括責任者）

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第 5 条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と定め、これらの者に対しては委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 満 28 才未満の若年者（未成年者を含む。）
 - (2) 満 75 才以上の高齢者
 - (3) 成年被後見人、被補助人、被保佐人及び精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (4) 恩給・年金・退職金・保険金等の収入が過半を占め、これにより主として生計をたてている者
 - (5) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (6) 長期療養者及びこれに準ずる者
 - (7) 破産者で復権を得ない者
 - (8) 商品先物取引を行なうために借入れを要する者
- 2 当社は、次の各号に該当する者を商品先物取引を行うに原則として不相当と認められる対象者と定め、これらの者に対しては原則として勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、第 4 項に掲げる例外の要件を満たす場合はこの限りではない。
- (1) 年収 500 万円未満の者
 - (2) 70 才以上 74 才以下の高齢者
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
 - (4) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用金庫、信用組合、郵便局などの金融機関に勤務する者、国・地方公共団体その他公益機関及び民間企業等の公金出納者
- 3 商品先物取引不適格者の参入を防止するため、口座設定申込書、顧客カードその他の顧客情報により適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは顧客から約諾書の差入れ、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しない

と認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとする。

4 第2項各号に該当する者に対しては以下に掲げる条件を満たし、第5項の申出書の差入れを受けている場合において管理担当班責任者が営業部ヒヤリング、必要に応じて委託者に直接電話若しくは訪問にて行う調査に基づいた審査において適格と判断した場合には、審査過程と判断根拠を具体的に記載した「原則不相当委託者審査記録」を管理担当班総括責任者に提出し、最終的に総括責任者が承認したときは、これらの者に対する勧誘及び受託を行うことができることとする。

(1) 年収500万円未満の者に関して

① 商品先物取引の仕組み及び内容を十分に理解し、且つ顧客の意思に於いて取引を行う旨の表明があり、投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定され、その裏付けとなる資産を有していることを証明するものがあること。

(2) 70才以上74才以下の高齢者に関して (①から③)

① 直近の過去3年以内に延べ90日以上の商品先物取引又は金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等レバレッジ性のある取引の投資経験があることを証明できるものがあること。

② 投資可能資金が老後の生活資金でない旨を明記した自書の申出書の提出があること。

③ 説明を受けた商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること及び「高齢者用理解度確認アンケート」により理解の確認をすること。

(3) 投資可能資金額を超える取引をしようとする者に関して (①及び②)

① 当初申告した投資可能資金額を超える資金についての裏付けとなる資産を有し、それを証明するものがあること。

② 新たに設定された投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。

(4) 公金出納者に関して

① 本人から取引を行いたい旨及び投資可能資金が自己資金であることの証明 (通帳コピー等) 若しくはそのことを明記した自書申出書の提出があること。

5 前項の例外を認めるときは、委託者の自書による、委託者自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる対象者であることを理解しているとともに、例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の申告書がなければならない。

6 第1項及び第2項の各号に該当しない者であっても、管理担当班責任者がその者の資金力、理解度からみて商品先物取引を行うに相応しくないと判断した者に対しては委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

7 管理担当班は取引開始2年ごとに委託者に対し電話若しくは訪問にて再調査を行い、常に委託者の最新情報の把握に努め、委託者が取引期間中に新たに不適合者に該当することとなった場合は、その後の勧誘及び受託は行わないものとし、管理担当班責任者が速やかなる決済を委託者に対して依頼することとする。

8 第3項及び第4項の審査記録は、審査日、審査者及び適否の判断根拠を含めた内容とし、これを取引終了後3年間保存することとする。

(不正資金の流入防止)

第6条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

(1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関に勤務する者

(2) 国・地方公共団体、その他公益機関の金銭・有価証券等の取扱い者

(3) 民間企業等における金銭・有価証券等の取扱い者

2 当該委託者については口座設定申込書に本人が記載した投資可能資金額を超える建玉を受

託しない。

- 3 委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときには、その後の入金是不正資金の有無に拘らず受託しないものとし、当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに精算するものとする。

(顧客の属性の把握)

第 7 条 当社は、不適格者の参入や不適当と認められる勧誘及び受託とならないよう、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で「口座設定申込書」にて次に掲げる事項の情報の収集を行う。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所、住居及び家族構成
- (2) 職業、勤務先名、役職、勤務先住所、年収及び勤続年数
- (3) 預貯金、有価証券、不動産等の資産状況
- (4) 商品先物取引及びその他の投資経験の有無とその程度
- (5) 投資可能資金額
- (6) その他必要と認める事項

- 2 投資可能資金額とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等をいい、損失を被っても生活に支障のない範囲で差入れ可能な資金総額のこと、取引中に損失が生じた場合には減額するものであり、顧客にその意味を理解できるよう、分かりやすく説明したうえで顧客自身の記入(申告)を受けることとする。

(顧客カードの整備)

第 8 条 担当外務員は、適合性の原則の趣旨を説明した上で差入れを受けた「口座設定申込書」にて得た情報(第7条)から所要事項を「顧客カード」に記載し、受託前に管理担当班の審査を受けるものとする。

- 2 顧客の適合性については、外務員による一連の勧誘過程における確認に加え、最終的に管理担当班において確認することとし、勧誘過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には直ちに勧誘を中止するものとする。
- 3 顧客カードは取引開始2年ごとに委託者に対し管理部が行う再調査の度に、書き込み或いはNo. 2、No. 3を作成し、常に委託者の最新情報の把握に努めることとする。
- 4 顧客カードの写しは、全てこれを第3条第2項に定める管理担当班総括責任者のもとに備え付けることとする。

(勧誘行為及び取引意思の確認)

第 9 条 当社は、商品先物取引の勧誘にあたって、顧客に迷惑を覚えさせることとならないよう、次に掲げる事項を定めることとする。

- (1) 特に顧客の希望である場合以外、午後8時以降午前8時以前の勧誘を行わない。
 - (2) 顧客が迷惑であると表明した場所での勧誘を行わない。
 - (3) 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘を行わない。
 - (4) 顧客に対し威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行わない。
 - (5) 住居の戸口に例えば「勧誘お断り」の表示を掲げている等商品先物取引の委託又は勧誘を望んでいない意思を表明していると考えられる場合には、顧客による事前の指示又は承諾が無い限り当該顧客に対して勧誘を行わない。
- 2 勧誘に先立って顧客に、会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘であることを告知し、顧客に勧誘を受ける意思の確認を行い、勧誘拒否者に対しては勧誘を行わない。訪問に先立って電話でアポイントをとる場合においても同様の告知を行うこととする。
 - 3 勧誘における詳細を顧客カードの裏面に記載し、取引終了後3年間保存することとする。
 - 4 当社は、勧誘拒否者への再勧誘を防止するため、営業部員には各々毎日「電話勧誘拒否者報告」を管理部に提出させ、勧誘拒否者のリストを管理部が作成、本店においては社内掲示、支店に対してはファックス、メール等にて当該情報を周知徹底することとする。

(勧誘の際の説明義務)

第 10 条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、事前に「受託契約準則」・「商品先物取引一委託のガイドー」等の関係書面を交付し、これらを用いて以下の手順により説明を行い、顧客のより十分な理解を得るものとする。

(1) 商品先物取引は、現物の取引と異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動(つまり、大きな利益又は損失)が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること及び商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあることを説明し、「商品先物取引危険性の告知書」に署名を受け、商品先物取引は顧客の自己責任において取引を行うことを含めて理解の確認を行うこととする。

(2) 「商品先物取引危険性の告知書」に署名を受けた場合のみ、以下の項目の説明を行うものとし、これらを説明した後、これらの事項について顧客が理解をしていることを「口座設定申込書」にて確認するものとする。顧客の理解が十分でない場合、再度説明することとする。なお、電話での説明を行う場合、通話中にそれぞれの事項についての顧客の理解を口頭で確認するとともに、顧客に「口座設定申込書」の送付を求め、それにより後日改めて確認するものとする。

- ① 取引証拠金の種類、意味及びその性質
- ② 特定の銘柄による売買単位及び損益計算
- ③ 当社の手数料額とその徴収方法
- ④ 商品取引員の禁止行為
- ⑤ 相場逆行時の対処方法
- ⑥ 値幅制限及び各商品取引所の市場管理措置
- ⑦ 自己の判断及び自己の資金内で取引を行うこと
- ⑧ その他主務省令で定める事項

2 管理担当班責任者は「事前交付書面受領書」「商品先物取引危険性の告知書」「口座設定申込書」「顧客カード」の提出を営業部より受け、第5条第3項に規定する適合性の審査と商品先物取引理解度の審査を行い、適格と判断した場合には「新規委託者審査記録」と共に管理担当班総括責任者に提出し、最終審査を申請するものとする。

3 前項の申請を受けた総括責任者は、当該顧客に係る関係資料及び提出された審査結果を基に総合的に審査するものとし、適合性を有すると認めた顧客に対してのみ、「約諾書」の取り交わし、取引証拠金の預託受け入れ及び受注の許可を営業部に伝えることとする。なお、「新規委託者審査記録」及び総括責任者の審査記録は取引終了後3年間保管することとする。

4 当社は、「商品市場における取引に関する専門知識及び経験を有する者」に該当しない顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合でも説明を行わずに契約の締結は行わないこととする。

5 当社は、例えば「必ず」「絶対」などというような表現以外でも、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して委託を勧誘することを行わないこととする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第 11 条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として業務部責任者を定め、その内容について社内に徹底させるとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(受託業務における禁止行為)

第 12 条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託業務

管理規則、日商協「受託に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(未経験者の保護育成措置)

第 13 条 当社は、商品先物取引に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため直近の3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験を有しない委託者(以下「未経験者」という。)に対して次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第10条に定める説明をより分かりやすく行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と知識を求めること。
- (2) 原則として、当初「口座設定申込書」に記入された投資可能資金額を超える取引に係る勧誘及び受託はしないものとする。
- (3) 未経験者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮の上、相応の取引範囲においてこれを行うものとし、当該委託者については3ヶ月間の習熟期間を設け、習熟期間中は委託者が口座設定申込書に記入した投資可能資金額の3分の1を超える取引を行わないこととする。
- (4) 商品先物取引に対する理解度を常に把握するため、下記の項目についてアンケート調査(第1回目・・・初回売買報告書、第2回目・・・取引開始日翌月の残高照合通知書に同封)を行い、未だ理解が十分でないと思われる委託者については再度電話若しくは訪問により説明の上、受託数量の抑制等適切な措置を講ずることとする。

(第1回目)

- ① 売買注文は顧客の意思と判断により行なわれることの理解
- ② 取引証拠金の種類についての理解
- ③ 損益計算方法についての理解
- ④ 追証拠金等を期限までに預託しない時、建玉が処分される場合があることの理解
- ⑤ 値幅制限(ストップ幅)についての理解
- ⑥ 「売買報告書及び計算書」の確認についての理解

(第2回目)

- ① 担当営業社員からの市況連絡について
 - ② 値動きや情報(相場材料)の入手方法について
 - ③ 売買注文の判断について
 - ④ 追証拠金の発生経験の有無及び対処方法について
 - ⑤ 「残高照合通知書」の確認について
- (5) 未経験者の委託者から、投資可能資金額の3分の1を超える取引を希望する旨の申出があった場合において、以下の全ての事項を満たしており、かつ、管理担当班総括責任者が審査の上承認したときは、これを超える取引の委託を受けることができるものとする。なお、この審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び制限解除の可否の判断根拠を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- ① 当該委託者が、自書により、当社では商品先物取引の経験がない者を保護するために受託数量を制限する措置を設けており、その制限を超える為には商品先物取引に習熟していることが必要であることを理解していること
 - ② 当該委託者自らが①の条件を満たすことについて確認している旨の書面による申告があること
 - ③ 当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあること

(広告宣伝に係る措置)

第 14 条 広告宣伝による表示及び方法を適正化することから各営業部及び人事部担当者による起案作成の上、部署責任者の審査・承認を得るものとする。

(違反者に対する懲戒)

第 15 条 第 1 2 条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、賞罰規程で定めるところによりこれを懲罰する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 16 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。
これを変更したときも同様とする。

附 則 (平成 1 7 年 8 月 1 日)

(1) 本規則は、平成 1 7 年 8 月 1 日より実施する。

附 則 (平成 1 8 年 4 月 1 日)

(1) 本規則は、第 3 条 2 項 1 号の一部を変更し、平成 1 8 年 4 月 1 日より実施する。

附 則 (平成 1 8 年 7 月 4 日)

(1) 本規則は、第 4 条 4 号、第 6 条 1 項 1 号、第 1 3 条 4 号の一部を変更し、平成 1 8 年 7 月 4 日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
75名	30名	56名	49名

⑦ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
492名	204名	355名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成 1 8 年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	2	1	0	0	1
取引に係るもの	14	11	0	0	3
取引終了時に係るもの	1	1	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	16	12	0	0	4

(注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決できなかったもの。

紛争申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

(注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判決	和解	係争中
11	0	1	7	3

※ 上記、和解7件には簡易裁判所調停1件が含まれています。

(2) 平成18年度中の判決

【判決】

- 平成16年11月30日、委託者が代理人弁護士を通じて大阪地裁へ提訴。平成18年12月25日、大阪地裁より判決があり終結する。

【和解】

- 平成17年4月6日、委託者が代理人弁護士を通じ、大阪地裁へ提訴。当社も同年8月29日、未収金請求のため反訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成18年6月27日和解が成立した。
- 平成18年3月10日、委託者が代理人弁護士を通じ、大阪簡裁へ調停申立を行なう。その後、同裁判所にて話合った結果、同年9月19日、和解が成立する。
- 平成17年7月7日、委託者が代理人弁護士を通じ、大阪地裁へ提訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成18年9月21日和解が成立した。
- 平成16年8月11日、委託者が代理人弁護士を通じ、福岡地裁へ提訴。これに対し、当社は平成17年1月20日、反訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成18年10月4日和解が成立した。
- 平成17年6月10日、委託者が代理人弁護士を通じ、福岡地裁へ提訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成18年11月20日和解が成立した。
- 平成17年8月25日、委託者が代理人弁護士を通じ、神戸地裁へ提訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成19年2月21日和解が成立した。
- 平成18年2月22日、委託者が代理人弁護士を通じ、京都地裁へ提訴。その後、同裁判所にて話合った結果、平成19年2月22日和解が成立した。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,026,500	流動負債	809,110
現金預金	933,846	未払金	45,197
預託金	250,000	未払法人税等	1,287
委託者未収金	5,861	未払費用	12,381
保管有価証券	16,230	賞与引当金	18,000
差入保証金	585,345	預り証拠金	660,204
委託先物取引差金	199,388	預り金	6,252
短期貸付金	6	商品取引事故損失引当金	65,788
未収入金	24,776		
未収収益	10,752	固定負債	67,471
その他	292	退職給付引当金	60,473
		役員退職慰勞引当金	5,085
		繰延税金負債	1,913
固定資産	823,714		
有形固定資産	25,771	引当金	6,027
建物	16,331	商品取引責任準備金	6,027
器具及び備品	9,440		
		負債合計	882,609
無形固定資産	1,589		
ソフトウェア	1,589	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	796,353	株主資本	1,964,851
投資有価証券	6,857	資本金	500,000
関係会社株式	190,000	利益剰余金	1,464,851
出資金及び加入金	258,900	利益準備金	125,000
長期差入保証金	214,149	その他利益剰余金	1,339,851
長期前払費用	7,703	別 途 積 立 金	1,900,000
長期委託者未収金	3,440	繰越利益剰余金	△ 560,148
敷金及び保証金	117,542		
その他	1,200	評価・換算差額等	2,753
貸倒引当金	△ 3,440	その他有価証券評価差額金	2,753
		純資産合計	1,967,604
資産合計	2,850,214	負債及び純資産合計	2,850,214

② 損益計算書

損益計算書

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		847,392
受取手数料	549,740	
売買損益	297,651	
営業費用		1,336,855
販売費及び一般管理費		
営業損失		489,463
営業外収益		5,530
受取利息	750	
受取配当金	21	
雑収入	4,759	
営業外費用		—
経常損失		483,932
特別利益		29,855
商品取引責任準備金戻入	26,452	
役員退職慰勞引当金戻入	2,174	
固定資産売却益	1,228	
特別損失		78,010
減損損失	53,416	
本社移転費用	23,594	
投資有価証券評価損	1,000	
税引前当期純損失		532,087
法人税、住民税及び事業税	1,272	35,934
法人税等調整額	34,662	
当期純損失		568,022

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

(単位：千円)

	株主資本						評価 換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計		
		利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			任意積立金	繰越利益 剰余金				
前期末残高	500,000	125,000	2,400,000	△ 492,126	2,032,873	2,532,873	3,843	2,536,717
当期変動額								
別途積立金の取崩			△ 500,000	500,000	—	—		—
当期純利益				△ 568,022	△ 568,022	△ 568,022		△ 568,022
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							△ 1,090	△ 1,090
当期変動額合計	—	—	△ 500,000	△ 68,022	△ 568,022	△ 568,022	△ 1,090	△ 569,112
当期末残高	500,000	125,000	1,900,000	△ 560,148	1,464,851	1,964,851	2,753	1,967,604

④ 重要な会計方針

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

①時価のあるもの……………期末決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

②時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 保管有価証券

商品取引所法施行規則第39条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券は次のとおりであります。

利付国庫債券 額面金額の80%~85%

社債(上場銘柄) 額面金額の65%

株券(一部上場銘柄) 時価金額の70%相当額

倉荷証券 時価金額の70%相当額

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

1-2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
- (2) ソフトウェア（自社利用分）
社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) 長期前払費用
定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計上し、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当期において負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職金の支給に備えるため、自己都合による期末退職金要支給額の全額を計上しております。なお、退職金支給の対象従業員が300名未満であるため簡便法によっております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 商品取引事故損失引当金……………商品取引事故損失の支出に備えるため、委託者からの訴訟及びクレーム等の未解決金額並びに将来の発生見込額について、最近の損失負担実績率に基づく損失発生見込額を計上しております。
- (6) 商品取引責任準備金……………商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

1-4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (2) 消費税の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

1-5. 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の変更

従来、商品取引事故損失は支出時の費用として計上してはいたしましたが、近年、商品取引事故損失の金額的重要性が増してきたことから商品取引事故損失取扱要領を制定し、改めて会計処理の再検討を行い、財政状態の適正表示の観点から、当事業年度より同取扱要領に基づく損失発生見込額を引当計上する方法に変更しました。当期繰入額65,788千円の計上により、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は65,788千円増加しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。
なおこれまでの資本の部の合計に相当する金額は1,967,604千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 預託資産

取引証拠金として(株)日本商品清算機構へ預託している資産は次のとおりであります。

現	金	585,345千円
投	資 有 価 証 券	4,704千円
保	管 有 価 証 券	16,230千円
合 計		606,279千円

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産は次のとおりであります。

預	託 金	220,000千円
---	-----	-----------

なお、分離保管に代えて委託者保護会員制法人 日本商品委託者保護基金と、基金代位弁済委託契約(120,000千円)を締結しております。また、その担保として30,000千円を同基金へ預託しております。

2-2. 有形固定資産の減価償却累計額 55,180千円

2-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債務 66,418千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

受取手数料 3,341千円

営業取引以外の取引による取引高 42,857千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式数

普通株式 500,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,935円20銭

1株当たり当期純損失 1,136円04銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社と明洗フューチャーズ株式会社は、業務の合理化・効率化を目的として、合併を検討することに合意し、平成19年4月11日開催の各社の取締役会において決議し、同日合併契約書を締結いたしました。また平成19年4月26日の両社の株主総会において同契約書が承認されました。

(合併契約の内容)

(1) 存続会社

和洗フューチャーズ株式会社及び明洗フューチャーズ株式会社は、対等の精神で合併するが、和洗フューチャーズ株式会社を存続会社とする。

(2) 合併期日

平成19年7月1日(予定)

(3) 商号

株式会社あおばフィナンシャルパートナーズ

(4) 本店の所在地

存続会社の本店所在地は大阪市とする。

(5) 合併比率

合併交付金 0円

合併比率

合併比率については、2社の純資産価値及び収益力等を勘案し、専門の第三者機関の評価を得た上で、当社及び明洗フューチャーズ株式会社は、合併比率を1:26.3と決定した。

合併による株式発行はない。

(6) 役員の構成

存続会社の代表者は2名とし、代表取締役会長は消滅会社の社長とする。

(7) 従業員の処遇

存続会社は合併期日において、解散する2社の従業員を引き継ぐものとする。

(8) 増加すべき資本金等

0円

(9) 明洗フューチャーズ株式会社の平成18年3月期の資産・負債及び損益の状況

資産合計	1,083,182千円
負債合計	724,916千円
営業収益	786,972千円
当期純利益	21,395千円

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	614%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	395%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	394%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資本額×100]	69%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	92%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	45%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	250%

(合併による変更事項)

1、和洗フューチャーズ株式会社 (存続会社)

明洗フューチャーズ株式会社 (消滅会社)

2、商号の変更

7月1日より株式会社あおばフィナンシャルパートナーズ

3、代表者の変更

代表取締役会長 藤原秀喜

代表取締役社長 有馬誠吾

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式数
藤原 秀喜 (昭和23年4月28日生)	0株
有馬 誠吾 (昭和28年1月23日生)	0株

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
《資産の部》		《負債の部》	
【流動資産】	【 704,199,878 】	【流動負債】	【 411,277,438 】
現金預金	257,371,483	未払法人税等	5,648,891
委託者未収金	855,844	賞与引当金	11,227,700
保管有価証券	2,012,200	預り委託証拠金	297,270,918
差入保証金	244,419,020	未払金	46,109,054
委託先物取引差金	121,226,400	未払費用	7,500,000
預託金	41,000,000	預り金	5,430,286
未収入金	1,773,500	商品取引事故損引当金	38,090,589
未収収益	6,753,810		
仮払金	119,449	【固定負債】	【 20,189,000 】
繰延税金資産	29,105,512	退職給付引当金	20,189,000
貸倒引当金	△ 437,340		
		【引当金】	【 23,496,846 】
【固定資産】	【 68,299,138 】	商品取引責任準備金	23,496,846
(有形固定資産)	(2,019,552)		
建物	706,087		
建物附属設備	1,313,465		
		負債合計	454,963,284
(投資その他の資産)	(66,279,586)	《純資産の部》	
出資金	5,500,000	【株主資本】	
長期差入保証金	51,652,929	資本金	155,000,000
長期前払費用	849,167		
長期委託者未収金	73,840	資本剰余金	
繰延税金資産	8,277,490	資本準備金	80,000,000
貸倒引当金	△ 73,840	その他資本剰余金	
		減資差益	75,000,000
		資本剰余金合計	155,000,000
		利益剰余金	
		繰越利益剰余金	7,535,732
		利益剰余金合計	7,535,732
		株主資本合計	317,535,732
		純資産合計	317,535,732
資産合計	772,499,016	負債・純資産合計	772,499,016

損益計算書

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

(単位：円)

科 目		金	額
経 常 損 益	営業収益		735,409,000
	受取手数料収入	629,826,900	
	売買損益	105,582,100	
	営業費用		749,156,770
	販売費及び一般管理費	749,156,770	
	営業損失		13,747,770
	営業外収益		297,909
	受取利息	144,017	
	雑収入	153,892	
	営業外費用		14,691
支払利息	14,691		
経常損失			13,464,552
特別損益	特別利益		804,860
	貸倒引当金戻入	804,860	
	特別損失		30,422,621
	商品取引責任準備金繰入	11,054,664	
	その他特別損失	19,367,957	
税引前当期純損失			43,082,313
法人税、住民税及び事業税			20,469,772
法人税等調整額			22,821,457
当期純損失			40,730,628

受託業務管理規則

株式会社 あおばフィナンシャルパートナーズ

[AOBA Financial Partners Ltd.]

受託業務管理規則

(目的)

第1条 株式会社あおばフィナンシャルパートナーズ(以下、当社という。)は受託業務に係る健全性と自己責任の原則に基づき、委託者の保護育成を図り、受託業務の適正な運営及びその管理を行うため、必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(管理担当班の設置及び目的)

第3条 当社は、受託業務に係る審査業務等の目的により、営業部から独立した部門である本店のコンプライアンス部管理課を主体として管理担当班を設置する。又、責任の所在の明確化及び次条に定める管理担当班の職務の総括管理を行うため、本店に管理担当班総括責任者及び管理担当班統括責任者を置き、本支店にそれぞれ管理担当責任者を置く。

2 管理担当班総括責任者及び管理担当班統括責任者は次の者とする。

- (1) 管理担当班総括責任者は、コンプライアンス部の執行役員以上とする。
- (2) 管理担当班統括責任者は、コンプライアンス部の管理課の長とする。

(管理担当班の職務)

第4条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 新規委託者における「商品先物取引危険性の告知書」「受領書(事前交付書面用)」「商品先物取引の基本的な仕組みと特性」「口座設定申込書」「商品先物取引理解度確認書」「顧客カード」「お取引にあたっての確認事項」の精査、必要に応じての調査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備(顧客の最新状況の常時把握)
- (3) 投資可能資金額を超えない範囲での取引の監視と指導(委託者の資金力、取引経験からみて不相応と判断される取引の抑制)
- (4) 商品先物取引の経験のない新たな委託者に対する保護育成措置
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (6) 委託者の取引状況、投資可能資金額、資産の状況についての常時把握
- (7) 取引内容に、異常な兆候(意味のない特定売買等)が認められた場合の迅速適切な処理
- (8) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 残高照合回答書の申立て事項に対する迅速適切な措置

- (10) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応
- (11) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (12) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (13) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項
- (14) 取締役会における管理業務に関する常時報告（管理担当班総括責任者）

（商品先物取引不適格者の参入防止）

第5条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と定め、これらの方に対しては委託の勧誘及び受託を行わないこととする。但し、第9号について、次項にて定めた要件等を満たす場合はこの限りではない。

- (1) 30才未満、及び70才以上の高齢者
 - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (3) 恩給・年金・退職金・保険金等の収入が過半を占め、これにより主として生計をたてている者
 - (4) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (5) 長期療養者及びこれに準ずる者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 一定の所得を有しない者（年収500万円未満の者）
 - (8) 商品先物取引を行なうために借入れを要する者
 - (9) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引をしようとする者
- 2 第9号に関して顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、かつ新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有し、それを証明するものがある場合を例外要件とし、顧客本人が自ら当社の規定する商品先物取引不適格者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の自書による申告書がある場合において、管理担当班統括責任者が当該顧客の精査を行い、管理担当班総括責任者が審査の上で承認したときは勧誘及び受託を行うことができるものとする。
- 3 商品先物取引不適格者の参入を防止するため、口座設定申込書、顧客カードその他の顧客情報に基づき適合性の審査を行うものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとする。
- 4 第1項の各号に該当しない者であっても、管理担当班統括責任者及び管理担当責任者がその者の資金力、理解度からみて商品先物取引を行うに相応しくないと判断した者に対しては委託の勧誘及び受託を行わないこととする。
- 5 委託者が取引期間中に第1項各号のいずれかに該当する疑念が生じた場合、管理担当者は委託者に対し電話もしくは面談にて再調査を行い、不適格者に該当することとなった場合は速やかなる決済を委託者に対して依頼することとする。

- 6 第2項及び第3項の審査記録は、審査日、審査者及び適否の判断根拠を含めた内容とし、これを取引終了後3年間保存することとする。

(不正資金の流入防止)

第6条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (2) 国・地方公共団体その他公益機関の金銭・有価証券等の取扱いに係わる者
 - (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- 2 前項第1号から第3号に該当する顧客については、顧客本人から取引を行いたい旨、自己の資金による取引を行う旨及び口座設定申込書に記載した投資可能資金額が自己資金であることの証明若しくはその事を明記した自書の申出書の提出がある場合において、管理担当班統括責任者が当該顧客の精査を行い、管理担当班総括責任者が審査の上で承認したときは勧誘及び受託を行うことができるものとする。
- 3 当該委託者の実入金額の合計額が、口座設定申込書に本人が記載した投資可能資金額又は3,000万円のいずれか低い額を超えたとき及び超えない場合でも当該委託者の入金状況において疑念が生じたときは資金の性格や出所の調査を開始するものとする。
- 4 調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格や資金の出所（自己資金かどうか、自己資金ならその内容等）を当該委託者と直接面談その他の方法により聴取することとする。
- 5 調査業務を担う部署はコンプライアンス部管理課とし、調査は、管理担当責任者が実施するものとし、その実施に当たっては以下に留意することとする。但し、調査の迅速化のため必要なときは外部機関（興信所等）を利用して調査することができる。
- (1) 調査に当たっては、管理部門は営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を全て管理部門に報告する等、調査に協力しなければならない。
 - (2) 調査に当たっては、取引資金の性格及び出所の把握を中心に行うこととし、調査担当者は当該委託者への訪問、面談その他の方法により、当該委託者に当該資産等の状況を聴取し、管理担当班総括責任者に報告するものとする。この場合管理担当班総括責任者の承認のない委託者からのその後の追加の預託は受けない（追加の受託をしない）ものとする。
 - (3) 当該調査結果は全社においてこれを尊重し、営業部は今後当該委託者に対して勧誘し、当該委託者から注文を受けないものとする。但し、仕切に係る申出については迅速に処理するものとする。

- 6 前項の調査に関しては、その記録を作成し、10年間保存するものとする。
- 7 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、その後の入金是不正資金の有無に係わらず受託しないものとし、当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは、速やかに精算するものとする。

(顧客の属性の把握)

第7条 当社は、不適格者の参入や不相当と認められる勧誘及び受託を防止するために、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で「口座設定申込書」にて次に掲げる事項の情報の収集を行う。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、住居及び家族構成
 - (2) 勤務先名、業種、職業、所属部署、役職、勤続年数、勤務先住所及び電話番号
 - (3) 商品先物取引、株式現物・信用取引、FX、債券、投資信託、その他の投資経験の有無、投資期間、会社名及び投資資金
 - (4) 年収、預貯金の額、預貯金以外の額、所有不動産等の資産状況
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 投資可能資金額とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等であり、損失を被っても生活に支障のない範囲で差入れ可能な資金総額のことで、取引中に損失等が生じた場合には減額するものであり、顧客にその意味を理解できるように、分かりやすく説明したうえで顧客自身の記入(申告)を受けることとする。

(顧客カードの整備)

第8条 担当外務員は、適合性の原則の趣旨を説明した上で差入れを受けた「口座設定申込書」により得た情報(第7条)から所要事項を「顧客カード」に記載するものとする。

- 2 顧客カードの写しは、全てこれを第3条第2項に定める管理担当班総括責任者のもとに備え付けることとする。
- 3 顧客カードの記載内容に変更があった場合は、その都度変更し常に最新の属性情報を保つようにするとともに適切に管理するものとする。

(迷惑勧誘行為の禁止)

第9条 当社は、商品先物取引の勧誘にあたって、顧客に迷惑を覚えさせることとならないよう、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 特に顧客の希望である場合以外、午後9時以降午前8時以前の勧誘を行わない。

- (2) 顧客が迷惑であると表明した場所での勧誘を行わない。
 - (3) 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘を行わない。
 - (4) 顧客に対し威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行わない。
- 2 前項で定めた事項は、勧誘時に限定するものではなく、契約締結後の個々の取引においても遵守することとする。

(勧誘の告知、意思確認及び勧誘拒否者等)

第10条 当社は、勧誘に先立って顧客に、会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘であることを告知し、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。

- 2 前項の告知をした顧客より勧誘の承諾を得た場合には、その内容（顧客の氏名、告知した日時、場所等）を外務員日誌及び管理者日誌に記録することとする。
- 3 第1項の告知をした顧客より、商品先物取引の勧誘を希望しない意思、及び委託を行わない意思を表示した顧客に対しては以後の勧誘を行なわないものとし、当該顧客の氏名、会社名、住所、電話番号等についてFAXやメール、掲示等で社内に周知徹底し、これらの者に対する再勧誘が生じないよう防止措置を講ずるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第11条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、事前に「受託契約準則」「商品先物取引—委託のガイドー」「予測が外れた時の対処法」等の関係書面を交付し、これらを用いて以下の手順により説明を行い、顧客のより十分な理解を得るものとする。

- (1) 商品先物取引の危険性について以下の項目を説明し、「商品先物取引危険性の告知書」に署名を受け、商品先物取引は顧客の自己責任において取引を行うことを含めて理解の確認を行うこととする。
 - ① 商品先物取引は、現物取引とは異なり証拠金取引であるため、総取引金額は預託すべき取引証拠金等の10～30倍程度となること
 - ② 商品先物取引は、市場の価格変動が予測に反して推移した場合、価格変動の幅が小さくても総取引金額では大きな額の変動となるため、大きな利益又は損失が生じるハイリスク・ハイリターン取引であること
 - ③ 商品先物取引は、市場の価格変動の幅によっては、短期間に減損することがあり、損失が預託した取引証拠金を上回るおそれがあること
- (2) 「商品先物取引危険性の告知書」に署名を受けた場合にのみ、以下の項目について説明を行うものとし、これらを説明した後、これらの事項に関する顧客の理解を「商品先物取引理解度確認書」にて確認するものとする。尚、

電話で説明を行う場合、通話中にそれぞれの事項について顧客の理解を口頭で確認するとともに、顧客に「商品先物取引理解度確認書」の送付を求め、それにより後日改めて確認するものとする。

- ① 証拠金制度及び限月
- ② 追証拠金制度
- ③ 商品先物取引の危険性
- ④ 取引証拠金の種類、意味及びその性質
- ⑤ 取引予定の本証拠金の額、倍率、値幅制限の額、及び損益計算式
- ⑥ 委託手数料の額及びその徴収方法
- ⑦ 相場逆行時の対処法
- ⑧ 値幅制限及び各商品取引所の市場管理措置
- ⑨ 商品取引員の禁止行為
- ⑩ その他主務省令で定める事項

(適合性の審査)

- 第12条 当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するため、管理担当者は「事前交付書面受領書」「商品先物取引危険性の告知書」「商品先物取引の基本的な仕組みと特性」「口座設定申込書」「商品先物取引理解度確認書」「顧客カード」の提出を営業部より受け、これらの書類を基に顧客に対して電話又は面談により理解度等について確認（ヒアリング）を行うこととする。
- 2 管理担当責任者は前項の書類及び電話内容（ヒアリング）を基に、第5条第3項に規定する適合性の審査と商品先物取引理解度の審査を行い、管理担当班統括責任者が当該委託者の受託の適否を決定し、最終的に管理担当班統括責任者の承認を得るものとする。
 - 3 前項の審査による承認があるまでは、約諾書の差入れ、取引証拠金の預託、及び売買注文は受けないものとする。又、審査の過程で適合性を有しないと認められた時は直ちにその勧誘を中止することとし、当該顧客からの申出であっても以後の商品先物取引の受託は受けないものとする。
 - 4 第2項の審査の結果については、審査日、審査者及び適否の判断根拠等を含めた新規委託者審査記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
 - 5 当社は、「商品市場における取引に関する専門知識及び経験を有する者」に該当しない顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合でも説明を行わずに契約の締結は行わないこととする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

- 第13条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者をディーリング部の執行役員と定め、

その内容について社内に徹底させるとともに委託者に周知しその記録を3年間保存する。

(取引本証拠金の預託特例の承認)

第14条 当社は受託契約準則第11条第2項に定める取引本証拠金の預託特例について、以下の(1)、(2)のいずれかを満たす場合にはこれを認めるものとする。

- (1) 直近の過去3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験を有する顧客から商品先物取引について習熟している旨を記載した「取引本証拠金の預託特例に関する申出書」及び「商品先物取引理解度アンケート」の提出があり、商品先物取引に対する習熟度に問題がないと管理担当班総括責任者が承認した場合。

尚、委託者の経験の有無については、委託者本人が口座設定申込書に自書した経験の内容、或いは売買報告書等具体的に経験時期が証明できる資料の提出をもって判断するものとする。

- (2) 習熟期間経過後の委託者から、商品先物取引について習熟している旨を記載した「取引本証拠金の預託特例に関する申出書」及び「商品先物取引理解度アンケート」の提出があり、商品先物取引に対する習熟度に問題がないと管理担当班総括責任者が承認した場合。

(未経験者の保護育成措置)

第15条 当社は、商品先物取引に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、直近の過去3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験を有しない委託者（以下「未経験者」という。）に対して3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。尚、委託者の経験の有無については、委託者本人が口座設定申込書に自書した経験の内容、或いは売買報告書等具体的に経験時期が証明できる資料の提出をもって判断するものとする。

- (1) 委託者に対し、第11条に定める説明をより分かりやすく行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と知識を求めること。
- (2) 未経験者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮の上、相応の取引範囲においてこれを行うものとし、習熟期間中の受託数量は、委託者が口座設定申込書に記入した投資可能資金額の3分の1に相当する額を限度とする。
- (3) 未経験者の委託者が、前項の限度を超える取引を希望する場合には、当該委託者が以下の全ての事項を満たしており、且つ、管理担当班総括責任者が審査のうえ承認したときは、これを超える取引の委託を受けることができるものとする。尚、この審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び制限解除の可否の判断根拠を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

- ① 当該委託者が、自書により、当社では商品先物取引の経験がない者を保護するために受託数量を制限する措置を設けており、その制限を超える為には商品先物取引に習熟していることが必要であることを理解していること
 - ② 当該委託者自らが①の条件を満たすことについて確認している旨の書面による申告があること
 - ③ 当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあること
- (4) 商品先物取引に対する理解度を常に把握するため、下記の項目について郵送又は面談にてアンケート調査を行い、未だ理解が十分でないと思われる委託者については再度説明のうえ受託数量の抑制等適切な措置を講ずることとする。

第1回目（取引開始1ヶ月内に実施）

- ① 売買注文は顧客の意思と判断により行なわれることへの理解
- ② 取引証拠金の種類についての理解
- ③ 損益計算方法についての理解
- ④ 追証拠金等を期限までに預託しない時、建玉が処分される場合があることへの理解
- ⑤ 値幅制限（ストップ幅）についての理解
- ⑥ 「売買報告書及び計算書」の確認についての理解

第2回目（取引開始2ヶ月内に実施）

- ① 担当営業社員からの市況連絡について
- ② 値動きや情報（相場材料）の入手方法について
- ③ 売買注文の判断について
- ④ 追証拠金の発生経験の有無及び対処方法について

（受託業務における禁止行為）

第16条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

（違反者に対する懲戒）

第17条 前条に掲げる受託業務における禁止行為その他不適切な行為を行った者に対しては、賞罰規程で定めるところによりこれを懲罰する。

（苦情処理について）

第18条 委託者からの苦情、紛議等について、担当外務員は管理担当班統括責任者に対して速やかな報告の義務が課され、当該委託者に対する受託の一切の職務権限を失効する。

- 2 報告を受理した管理担当班統括責任者は、委託者ないしは委託者の指定した法定代理人等により事実確認を可能な限り遂行し、管理担当班総括責任者に報告を行う。同時に総括責任者は円滑な苦情紛議処理の調査、及び早期解決のために、担当外務員に対して全面的な協力体制を要請し、要請を受けた担当外務員も全面的な協力体制にて対応を行うこととする。
- 3 本条に関する全権限は、コンプライアンス部管理課に移行され、改善等に関連する意見具申の権限も有する。
- 4 苦情及び紛議に関して管理課は、事実内容の調査及び確認を行い、誠意を持って迅速に処理を行う。

(広告宣伝に係る措置)

- 第19条 受託業務に係る広告宣伝を行うときは、日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」第6条を遵守する。
- 2 広告宣伝に係る社内責任者を総務部の執行役員と定め、実施に先立っては社内責任者の審査を受け、承認を得るものとする。

(個人情報の保護)

- 第20条 当社は個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び日本商品先物取引協会が別に定める個人情報ガイドラインに従って、顧客、役職員、その他の個人情報の利用目的の特定、公表を行うとともに、必要な諸規定、諸規則の整備及び組織体制の確立に努め、これらの個人情報の取得、安全管理、第三者への提供の制限等個人情報の保護に関して、必要な措置を講じる。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第21条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。
これを変更したときも同様とする。

附 則（平成 17 年 8 月 1 日）

- (1) 本規則は、平成17年8月1日より実施する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日）

- (1) 本規則は、第3条2項1号の一部を変更し平成18年4月1日より実施する。

附 則（平成 18 年 7 月 4 日）

- (1) 本規則は、第4条4号、第6条1項1号、第13条4号の一部を変更し、平成18年7月4日より実施する。

附 則（平成 19 年 7 月 2 日）

- (1) 本規則は、第1条、第3条1項・2項、第4条、第5条1項・2項・3項・4項・5項・6項、第6条1項・2項・3項・4項・5項・6項・7項、第7条1項、第8条1項・2項・3項、第9条1項・2項、第10条1項・2項・3項、第11条、第12条1項・2項・3項・4項・5項、第13条1項・2項、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条1項・2項・3項・4項、第19条1項・2項、第20条、第21条の一部を変更し、平成19年7月2日より実施する。